

## ○ 株式会社野村総合研究所（NRI）

### ア 法人の概要

コンサルティング、金融 IT ソリューション、産業 IT ソリューション、IT 基盤サービスを提供

### イ 今回受けた大臣認定の区分

#### (1) 署名検証者

インターネットで電子文書を送信する際の文書の改ざんの確認などに利用可能な署名用電子証明書の有効性確認等が可能となる

#### (2) 利用者証明検証者

インターネット上のログイン認証などに利用可能な利用者証明用電子証明書の有効性確認等が可能になる

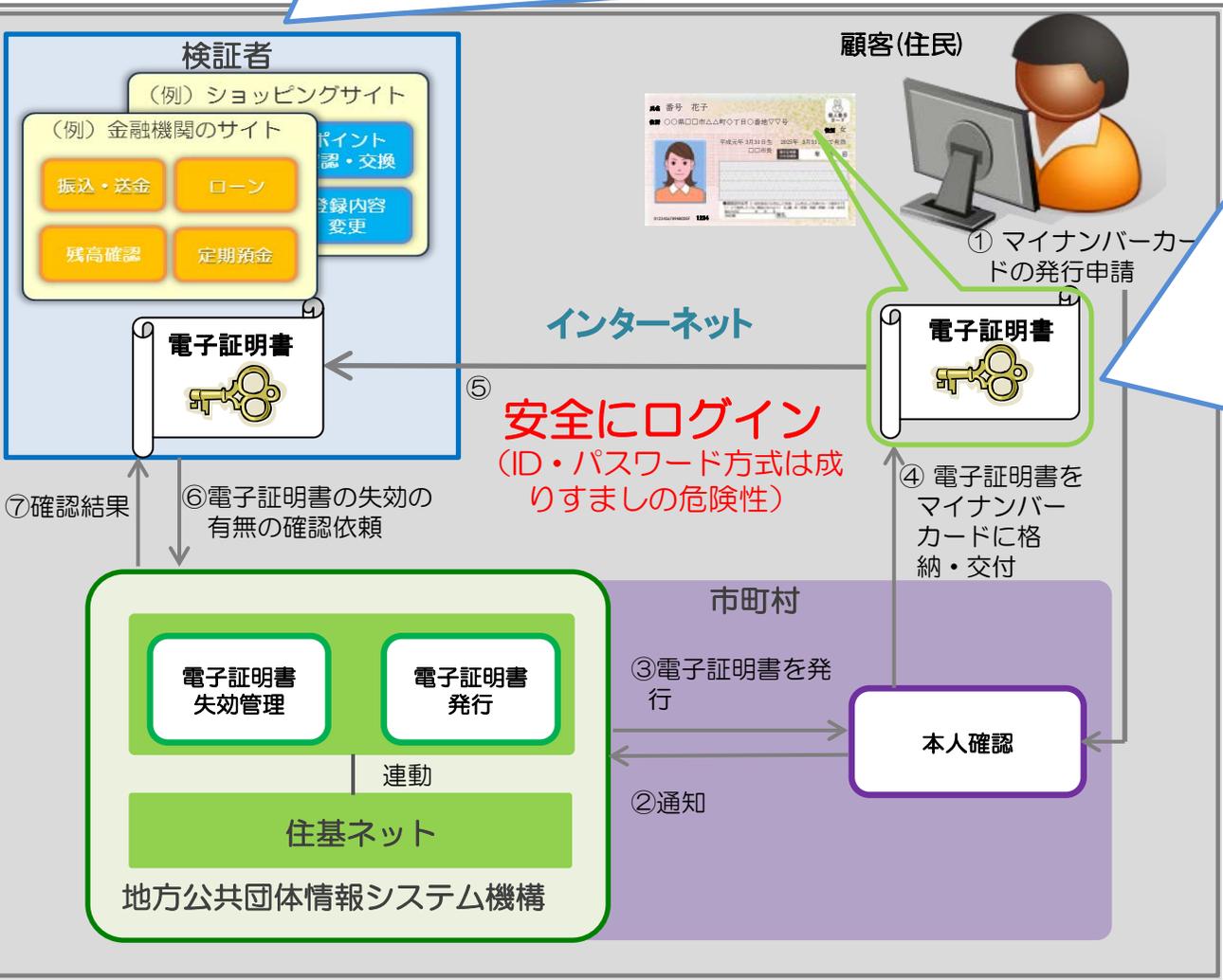
### ウ 大臣認定取得の狙い（将来像）【資料4】

電子証明書を利用したインターネット上での本人確認サービスを新たに構築し、プラットフォームサービスとして提供予定

当面は、NRI が上記の本人確認サービスの活用例を民間事業者に示すことにより、他の民間事業者における公的個人認証サービスを活用したビジネスモデルの検討を促し、実サービス導入を目指していく予定

## 【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大  
 (=検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



## 【改正点②】

電子証明書は2種類。

### ◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



#### 電子署名

インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

### ◎利用者証明用電子証明書<新規>

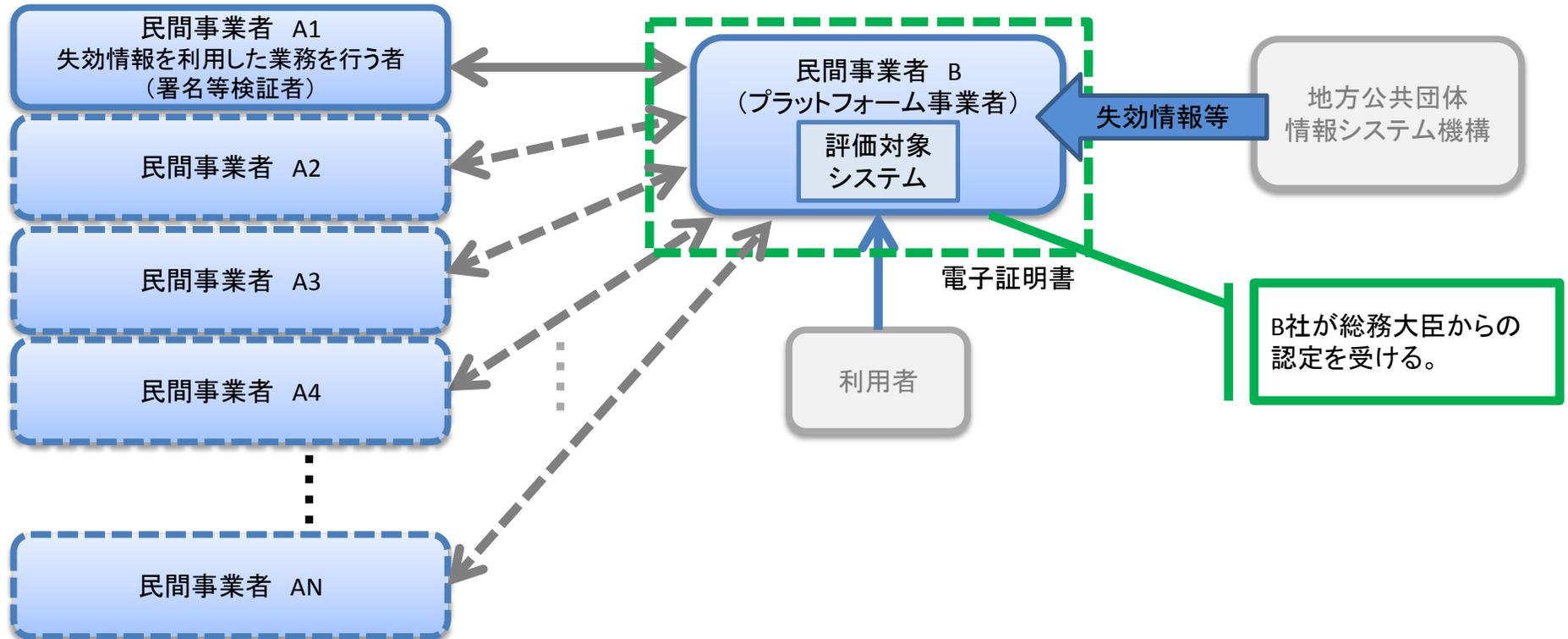
【電子版の顧客カード】



#### 電子利用者証明

インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

- 公的個人認証サービスの利用のために必要となる「電子証明書の受付・有効性確認等のためのシステム」を、各民間事業者（署名等検証者）が個別に整備・運用するのではなく、特定事業者（いわゆる「プラットフォーム事業者」）が整備し、これを、各民間事業者が利用することとすれば、いわゆる「割り勘効果」により、各民間事業者の導入・利用コストを大きく削減することが期待できる。
- こうした、プラットフォーム事業者を活用した公的個人認証サービスの利用の拡大を推進するため、制度面において、以下の趣旨の措置を講じている。
  - ① 「総務大臣の認定」（法第17条第1項第6号）について  
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が認定を受けることができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。
  - ② 「機構への届出」（法第17条第1項）について  
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が届出を行うことができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。



# 野村総合研究所が提供予定の本人確認サービスのイメージ

